

ウェルフェア イズ ラヴ

2026年1月15日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ★）

先日の『福祉新聞』に、こんな記事が掲載されていました。

性犯罪の認知件数増 犯罪白書、特別調査も - 福祉新聞 Web

記事に掲載されているように、精神障害や知的障害のある方の場合は、「本人と面識のある人物」からの加害行為に遭う場合が多く、ことあろうか「支援関係者」が最多だったとのこと。本当に哀しく、情けなく、恥ずべき現実ですね…。

またこの記事には記載されていませんが、某一般紙では、

○事件当時に被害の認識があった割合

- ・精神障害や知的障害がある被害者…38.6%
- ・精神障害や知的障害がない被害者…79.7%

○翌日までに捜査機関に犯行が発覚した割合（捜査機関に被害を申告するまでの期間）

- ・精神障害や知的障害がある被害者…36.4%（※1か月超のケースが3割）
- ・精神障害や知的障害がない被害者…66.8%

障害のある方を支えるために身に付けたはずの知識・理解や専門性を悪用（逆用）して、障害のある方に加害行為を行う。当事業所職員には考えられない事ですが、そういう輩も蔓延っているということでしょうね…。哀しい。

スタッフのヒトリゴト

最近、当事業所代表が私的に利用しているSNSで繋がっている方から、2件（2名）続けて、不審なダイレクトメッセージが送られてきました。別ルートより連絡して確認すると、お2人とも乗っ取り被害に遭っていたことが解かった…。

「怪しいな。内容や書きぶりがその方らしくないな。」と感じたら、返信せずに冷静に別ルートで、まずは穏やかに「送られましたか？」と確認すること。大切にしたいと思います。警戒心を持つつも、普段から人と誠実に丁寧に向き合っていくこと、心がけたいと改めて思いました。

LOVE のラブラブな実践

どうやら近い内（来月上旬？）にも衆議院議員選挙が行われそうな様相になっていますね。

そこで、ブログ記事として、「選挙における障害のある方への配慮」という記事を投稿致しました。

選挙における障害のある方への配慮 | 社会福祉士相談所 LOVE

記事では、当事業所代表も利用している「郵便投票」について主に記していますが、この郵便投票を行うためには、①「郵便投票証明書」の申請・取得、②投票用紙の請求、③記入済みの投票用紙の郵送、という3段階の対応を実質投票日前々日までに行う必要があるので、いざ選挙が公示されてから①の「郵便投票証明書」の申請・取得から行っていては間に合わなくなってしまう可能性が高いです。

また、郵便投票を行える障害のある方は、平たく言えば「移動機能に重い障害がある方」か、「内部障害の重度の方」に限られているので、その他の障害を有している方や、移動機能に障害がある方や内部障害の方であっても、全員が利用出来る訳ではありません。

この点についても大きな課題とは感じますが、必要に応じて投票所において係員の支援を受けることや、身体障害者補助犬の同伴、投票に行く為に移動支援を利用すること等は可能ですので、投票において不安なことがある場合は、諦めずに居住市町村の選挙管理委員会に相談してみると良いと思います。

また、香川県内在住の方であれば、当事業所でも相談をお受けし一緒に考えさせて頂くことが可能ですので、お気軽にご相談頂ければと思います。

県内の福祉イベント案内 他♪

高松市 生涯学習課が、「知的障がい者青年教室」（スキップクラブ）のボランティアを募集しております。

ちなみに、当事業所代表もこれまで5年程ボランティアとして関わらせて頂いており、今年度も継続して関わらせて頂いております。

詳細はホームページをご確認下さいませ。

「高松市知的障がい者青年教室（愛称：スキップクラブ）」ボランティア募集について | 高松市
(city.takamatsu.kagawa.jp)

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町1562番地 伏石ハイツ第1 201号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待